

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

|          |  |         |
|----------|--|---------|
| 許認可等の名称  | 堺市霊園の碑石形像類の建立に係る使用許可   |         |
| 根拠条例等・条項 | 堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第4条  |         |
| 所 管 課    | 建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）  |         |
| 審 査 基 準  | <p>1. 堺市霊園碑石形像類設置場所使用許可申請書に次の書類を添えて申請しているか。</p> <p>(1) 碑文</p> <p>(2) 建設趣意書</p> <p>(3) 規則第6条（規則第1項及び第2項第1号を除く。）に規定する基準に適合する設計図書及び図面</p> <p>2. 代理人による申請の場合は委任状の添付があるか。</p> <p>3. 墓碑その他の施設は、次の基準に従わなければならない。</p> <p>(1) 墓碑及びこれに類するものの高さが、盛土から2メートル以内であるか。ただし、芝生墓地については、地面から0.8メートル以内であるか。</p> <p>(2) 盛土の高さは0.6メートル以内とすること。</p> <p>(3) 区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔を置いて、高さ1メートル以内の囲障を設置すること。</p> <p>(4) 墓地の囲障の上部には、囲障以外のものを設置しないこと。</p> <p>(5) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種であって、隣地又は通路に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>(6) 碑石、形像類の高さは、盛土から3メートル以内とすること。</p> |         |
| 標準処理期間   | 標準処理期間   | 2週間～1ヶ月 |
|          | 標準処理期間を設定できない理由  |         |